

令和5年 6月 第16回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 6月 26日(月)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 5時 15分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第16回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年6月第16回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号3番「関口豊」委員、4番「田中正之」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は4件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは、申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に調査地区は小川地区になります。

以上説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番永田委員

10番永田が報告させていただきます。

6月24日の土曜日、9時に伝統工芸会館に集合し、農業委員3名、推進委員3名、計6名で確認いたしました。

第16回定期総会議事録

10番永田委員 現地に行き、整備がきれいにしてあり、全て作付けされ管理もされておりました。全部効率利用要件と、周辺の調和要件を満たされておりましたので報告をさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番関口委員 議席番号3番関口がお伝えします。

6月20日、八和田公民館に農業委員6名、推進委員2名、計8名で、8時半に集合し現地調査を行いました。

現地調査を行ったすべての農地について樹木などが栽培され管理されておりましたが一部残土がありましたので撤去するよう指導していただければと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員 はい。

議長 はい、河村委員。

第16回定期総会議事録

7番河村委員	7番の河村ですけど、残土っていうのは撤去するように本人には伝えられたんですか。
事務局	残土につきましては後ほど関口委員に場所を伺い、事務局から本人にお伝えさせていただきます。
3番関口委員	残土について撤去していただければほかは問題ないと思います。
7番河村委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	それでは、残土については事務局、よろしくお願ひします。 他にはございますか。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番については、残土の撤去を事務局の方から依頼する形で、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。 つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。申請番号3番について説明いたします。 (申請番号3番について読み上げ) 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。 残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
3番関口委員	はい。議席番号3番、関口がお伝えいたします。 先ほどと同じで、6月20日、8時半に農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査を行いました。 申請番号2番の受人と同じですので、先ほど審議したように残土を撤去していただければ問題ないかと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第16回定期総会議事録

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 推進委員の皆さん何かございますでしょうか。

(質疑なし)

議長 それでは申請番号2番と同様に、事務局から残土の残っている農地にしましては連絡を取っていただくという事で承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員

13番の柴崎が報告します。

6月20日、農業委員6名、推進委員2名の計8名で八和田公民館駐車に8時30分に集合しまして現地調査を行いました。

現地調査を行いまして、農業のやり方の違いだと思いますが、草が生えている中に野菜が植わっているような農法でした。管理はされているのだと思います。

やり方の違いで、こういう農業のやり方もあるんだなと思いますが、これをいったんちょっと辞めちゃうと、すぐに遊休化てしまいそうな懸念がありました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

はい。

議長

はい。河村委員。

第16回定期総会議事録

7番 河村委員

7番河村です。私は受人とはあまり面識ないんですけど、きちんとやってる感じなのでしょうか。

8番田下委員

8番田下がお答えします。

受人はうちで研修していた方なのですが、すごく真面目な性格の方です。自然農という方法を選ばれて、トラクターも持たず、刈り機も小さいものしか確かなくて。地図を見ていただいてわかるとおり、経営農地が点々とした状態で畠を借りており、作物も耕耘しないで植えているので、確かに遊休化の懸念はあります。本人にあった時にもっとちゃんと管理するように指導したいと思っています。また、農地が点在しているので集積についてもアドバイスできればと思っています。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。いろいろな農法があると思いますが、近隣に迷惑がかからないように農業委員会として指導していきましょう。

他にはございますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号4番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を宅地（農地以外）に転用し、貸借を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者及び水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

第16回定期総会議事録

事務局	<p>本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。</p> <p>最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議長	それでは調査担当区の大河地区委員より、現地調査報告をお願いします。
5番笠原委員	<p>議席番号5番笠原が調査報告します。</p> <p>6月24日、10時に農業委員3名、推進委員2名、計5名でパトリアに集合し、現地調査を行いました。</p> <p>現地はきれいに整地されており、特に問題ないかと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>事務局です。申請番号2番につきまして説明させていただきます。</p> <p>(申請番号2番について説明)</p> <p>本申請については令和4年11月に農業委員会総会の議案として、除外について可決承認した案件になります。この度、除外が決定されたので農転の申請となりました。</p> <p>本申請について、土地は整地し、砂利敷きで利用するとのことで、工事資金の見積書を添付していただいております。また、譲渡人が整備し、土地を貸し付ける計画となっております。</p> <p>工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。</p> <p>また、隣接農地所有者及び水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。</p> <p>最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議長	それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。
13番柴崎委員	議席番号13番柴崎が報告致します。

第16回定期総会議事録

13番柴崎委員 6月20日、農業委員6名、推進委員2名、計8名で、八和田公民館に8時30分に集合し現地調査を行いました。

以前、除外がありまして、田となっておりますが、水利の方の問題も解決しております。駐車場としてもすぐにできるような状態でした。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員及び新規就農者に関する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 承認が得られたということで、議案第3号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。

それでは、これより審議に入れます。今回は再設定が81件、新規が36件、計117件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の審議に入れます。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号1番、3番、4番について関係委員である河村委員の退出を求めます。

(河村委員、退出)

議長 それでは、河村委員の関係案件、申請番号1番、3番、4番について、事務局より説明をお願いします。

第16回定期総会議事録

事務局

事務局です。議案第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付きの貸借権の権利設定についてでございます。これは農業経営基盤強化促進法という国の法律の下、当事者より申出がされるものです。市町村はこの法律に基づき「農用地利用集積計画」を作成しており、利用権はこの計画の一部に当たります。

町は、この計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるとされており、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申出を受けて、農地の利用調整に努めることとされています。

小川町では農家向けに年2回、農家外向けに年1回この申し出を受け付けており、農業委員会では農家向けは6月と11月の案件として、農家外向けは2月の案件として審議していただきます。

昨年度までは小川町農業委員会の内規により、1年1反以上の農業経験が証明されなければ利用権を設定できませんでしたが、今年4月の農地法の改正により下限面積要件が撤廃されました。

経験や面積で利用できる者を制限するのは望ましくないという国の意向もあり、1年1反以上の農業経験という小川町農業委員会の内規も廃止となりました。

このため、地域計画が策定されるまでの2年間の間に利用権を新規で設定する方が増えると予想されます。

今回新規就農者が3名おりますが、各地区議案の委員案件の後、それぞれ説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。

なお、今回の申請の合計は、117件、187筆、174, 697m²です。

この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。

事務局

それでは、申請番号1番、3番、4番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員石川委員

はい。推進委員の石川から報告させていただきます。

今お話をあった、1、3、4番のとも問題ないと結論でございます。

6月24日9時に農業委員3名、推進委員3名、計6名で現地調査をしました。

1、3、4番とも、田植え済みで管理されている状態でした。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第16回定期総会議事録

	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番、3番、4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号1番、3番、4番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。
	(河村委員、着席)
議長	つづきまして、小川地区再設定、委員関連案件を除く申請番号2番から16番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 それでは、委員関連案件を除く2番～16番の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、小川地区になります。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員石川委員	はい。ここは、地区に分けて2名で報告させていただきます。 2～12番につきましては、推進委員の石川から報告致します。 6月24日、9時、農業委員3名、推進委員3名、伝統工芸会館に集合し、現地調査を実施いたしました。 2番、5番、6番、7番は水稻が作付けされていました。 8番は夏野菜が作付けされていました。 9番は水稻が作付けされていました。 10番、11番は夏野菜が作付けされていました。 12番は田植え準備中で水が張ってある状態でした。 以上です。
推進委員田口委員	つづきまして推進委員の田口が報告させていただきます。 私は13番～16番の報告をさせていただきます。 13番、14番は草刈管理されておりました。 15番は水稻が作付けされ、一部は草刈管理されておりました。 16番は草刈管理されていました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
7番河村委員	はい。
議長	はい。河村委員。

第16回定期総会議事録

7番河村委員	使用貸借というのはどういう意味ですか。
事務局	事務局がお答えします。使用賃借は、物納やお金のやり取りが全くない貸借になります。以上です。
議長	他にはございますか。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか？
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区再設定、委員関連案件を除く申請番号2番から16番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので委員関連案件を除く申請番号2番から16番についてはすべて可決、承認されました。これにより、小川地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号17番～21番、23番～27番、29番、30番の12件について関係委員である横田委員の退出を求める。
	(横田委員、退出)
議長	それでは、横田委員の関係案件、申請番号17番～21番、23番～27番、29番、30番の12件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 それでは、申請番号17～21番、23～27番、29番、30番の再設定について読み上げます。
	(議案書を朗読)
	最後に調査区は、大河地区になります。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
12番福島委員	議席番号12番福島が報告します。 6月24日、農業委員3名、推進委員2名、計5名にて、パトリアに9時に集合して現地調査を行いました。 17番においては、ライ麦等の刈り取りが済まされておりました。 18番は草刈管理状態でした。 19番は耕耘済み管理状態でした。 20番はネギ等の作付けがされてありました。 21番、23番は耕耘済でした。

第16回定期総会議事録

推進委員新井實一委員

24番は大豆他、野菜が作付けされていました。
 25番は野菜各種、山芋とかネギが作付けしてありました。
 26番は野菜が作付けされていました。
 私からは以上でご報告申し上げます。

議長

推進委員の新井です。私からは27番～30番を報告します。
 27番は麦が作付けされていました。
 28番はネギ、トマトなどが作付けされていました。
 29番も収穫後で耕耘してありました。
 30番は草を刈った後できれいになってました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号17番～21番、23番～27番、29番、30番の12件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号17番～21番、23番～27番、29番、30番の12件については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

(横田委員、着席)

議長

つづきまして、大河地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号22番から34番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、委員関連案件を除く22番から34番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井實一委員

それでは、22番から32番につきましてご報告いたします。
 22番は茄子とピーマン、大豆、キュウリ、玉ねぎが作付けされてました。
 28番は有機野菜を作ってましてネギ、トマト、一部花も作ってありました。
 31番はさつま芋が植えてありました。
 32番はちょっと場所が違うようで、この場所は別の方が耕作していました。この場所ではなくて実際に貸した地番が違うと貸付人より伺いました。貸したとお聞きした地番には受け人が枝豆や山芋を作付けしていました、以上です。

第16回定期総会議事録

5番笠原委員

それでは33番、34番について議席番号5番笠原が報告致します。
33番、34番は田植えがされており、きれいに管理されておりました。
以上です。

議長

ありがとうございました。
先ほどの申請番号32番は間違いですか。

事務局

申請書が間違ってる可能性もあるので、こちらについては確認して参りたいと思います
ので、今は保留でお願い致します。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号32番は保留という事で、32番以外の
質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見
のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。大河地区再設定、委員関係案件を除
く、申請番号22番から34番、32番は一時保留という事で除きます。それ以外につき
まして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、委員関係案件を除く申請番号22番から34番のについて、一部3
2番は保留といたしますが、すべて可決、承認されました。32番につきましては、後ほど
確認の上審議致します。ありがとうございました。

つづきまして、竹沢地区の再設定の審議に入ります。なお、竹沢地区再設定は9件で関
係委員はありません。申請番号35番～43番につきまして一括審議を行います。事務局
より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号35～43番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、竹沢地区になります。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井邦男委員

はい。推進委員の新井が35番から43番について報告致します。

6月21日、8時30分、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地に集合し調査を行いました。

35番は一部に苺、山芋が作付けされていて、一部は平飼い鶏舎が設置されています。
その他は管理された状態でした。

36番は管理された状態でした。

第16回定期総会議事録

推進委員新井邦男委員

37番は管理された状態でした。
 38番の三筆は管理された状態でした。
 39番は管理された状態でした。
 40番は平飼い鶏舎が設置されておりました。
 41番、42番、43番は管理された状態でした。
 以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入れます。竹沢地区再設定、申請番号35番～43番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号35番～43番についてはすべて可決、承認されました。これにより、竹沢地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに、申請番号44番について関係委員である田下委員の退出を求める。

(田下委員、退出)

議長

それでは、田下委員の関係案件、申請番号44番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号44番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員の永島が報告を致します。
 44番は耕耘後、種まきの準備がしてありました。
 以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

第16回定期総会議事録

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号44番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号44番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、田中委員の関係案件2件につきまして審議いたします。関係委員である田中委員の退出を求めます。

(田中委員、退出)

議長

それでは、田中委員の関係案件、申請番号54番、55番の2件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号54番、55番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番遠藤委員

はい。議席番号9番の遠藤が報告致します。

6月20日、8時半に集合し、農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査をしました。

54番、55番は水稻の作付け後の状態です。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号54番、55番の2件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

第16回定期総会議事録

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号54番、55番の2件については可決、承認されました。田中委員の着席を命じます。

(田中委員、着席)

議長 つづきまして、関口委員の関係案件2件につきまして審議いたします。関係委員である関口委員の退出を求めます。

(関口委員、退出)

議長 それでは、関口委員の関係案件、申請番号59番、70番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。

それでは、申請番号59番、70番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番 島田委員

2番の島田です。現地調査報告をいます。

6月20日、8時30分に農業委員6名。推進委員2名、合計8名で公民館にいったん集合し現地調査を行いました。

59番は小麦の収穫前でした。

70番は小麦の収穫前と水稻の作付けがされていました。

以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入れます。申請番号59番、70番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号59番、70番については可決、承認されました。関口委員の着席を命じます。

第16回定期総会議事録

(関口委員、着席)

議長 つづきまして、島田委員の関係案件1件につきまして審議いたします。関係委員である島田委員の退出を求めます。

(島田委員、退出)

議長 それでは、島田委員の関係案件、申請番号81番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。

それでは、申請番号81番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員 議席番号13番、柴崎が報告致します。

81番は田植え後の管理状態でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号81番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号81番については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。

(島田委員、着席)

議長 つづきまして、八和田地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号45番から80番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。

それでは、委員関連案件を除く申請番号45番から80番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

第16回定期総会議事録

事務局

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員の永島が報告致します。

45番はブドウを耕作してありました。

46番は、ブドウ、山芋、サトイモ、サツマイモを耕作しておりました。

47番は水稻が作付けしてありました。

私からは以上です。

4番田中委員

続きまして48番から50番を4番の田中が報告します。

48番はいずれも畑で草刈、耕耘され管理された状態です。

49番は草刈管理状態です。

50番は水稻が作付けされていました。

以上です。

推進委員坂田委員

つづきまして推進委員の坂田が報告致します。

51番は田植え後の状態でした。

52番はネギ、カボチャ、さつまいもが作付けされていました。

53番は、里芋、トウモロコシが作付けされてました。

以上です。

9番遠藤委員

つづきまして議席番号9番、遠藤が報告致します。

56番は水稻が作付けされていました。

57番、58番は草刈管理状態です。

以上です。

2番 島田委員

2番の島田です。ひきつづき現地調査を報告します。

60番は水稻が作付けされていました。

61番～69番はいずれも畑で、いろいろな野菜を作付け中、または作付け準備中、収穫後の保全がしてありました。農地としてきちんと管理耕作されていると思います。

71番は小麦の収穫前でした。

以上です。

13番柴崎委員

議席番号13番、柴崎が報告いたします。

72番～79番はブドウが作付けされ管理されていました。

80番は水稻が作付けされていました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第16回定期総会議事録

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号45番から80番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、委員関係案件を除く、申請番号45番から80番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

ここで、32番について事務局の確認が終わったようですので報告をお願いします。

事務局 はい。事務局です。

32番につきまして場所が違うというご指摘をいただき、申請書を確認したところ、申請書自体は議案書と同じ地番で申請されておりました。

再設定なので、今までこの地番で再設定されてきたわけなんですが、以前から借りている地番が違っていたという可能性はあるのかもしれません。

受人にお電話を何回か差し上げましたが連絡が付かず、確認はとれていませんが申請書の地番は議案の通りとなっておりますので審議としては32番について採決をよろしくお願ひいたします。

もし地番が違った場合、合意解約して、次回新規設定していただくようお話しさせていただきます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたので、32番について採決させていただければと思います。

それでは、申請番号32番について再設定に承認の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号32番につきましては可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、小川地区の新規の案件を審議いたします。申請件数は19件で、関係委員がおりますので先に審議いたします。その後、新規就農者の新規設定について審議してから、最後に残りを一括採決いたします。

はじめに、申請番号82番について関係委員である河村委員の退出を求めます。

(河村委員、退出)

議長 それでは、河村委員の関係案件、申請番号82番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。

それでは、申請番号82番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長 それでは、申請番号82番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

第16回定期総会議事録

推進委員石川委員

推進委員、石川より報告させていただきます。

6月24日、9時、農業委員3名、推進委員3名、合計6名で現地調査を確認しました。

82番は水稻作付け後の管理状態でした。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号82番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号82番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。

(河村委員、着席)

議長

つづきまして、新規就農者関係案件、申請番号87番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号87番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者の借受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の1ページ目をご覧ください。

借受人は角山にお住いの48歳。

作目構成は玉ねぎ、ネギ、人参、里芋です。

経営方針は、有機栽培です。

農業経験は平成30年3月に埼玉県農業大学校を卒業し、平成30年4月から令和元年3月までの1年間、霜里農場にて研修しました。

その他参考として、令和2年4月から今年の3月までの3年間、埼玉県農業大学校の有機農業専攻実習指導員として勤務されておりました。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

第16回定期総会議事録

7番河村委員

7番の河村が報告します。

6月24日の現地調査の前に本人とお会いしてお話を伺いました。

この下里地区の畠は3年ほど前から耕作されており、現在、道の駅の他にも野菜を出荷されています。

お話を伺った後に現地の畠を見させていただきました。大変きれいに耕作されており、管理も行き届いた状態で、彼ならこれからも農家としてやっていけると考えております。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号87番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号87番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、2人目の新規就農者関係案件、申請番号98番から100番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号98～100番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者の借受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の2ページ目をご覧ください。

借受人は小川地区にお住いの36歳。

作目構成は米です。経営方針は、有機栽培です。

農業経験は平成27年11月から平成29年11月までの2年間、横田農場にて研修後、平成29年12月から小川地区の約6反の田んぼを利用権設定しましたが、令和元年11月の総会において、全部効率利用要件を満たさないことから、その後の利用権の再設定は否決されました。

しかし、本人の農業を続けたい意思は強く、利用権を設定していた農地を今年の1月まで地主と作業受委託契約を交わしていました。

なお、作業受委託契約は地主から農作業を委託される契約であり、農業委員会の許可は必要ありません。そのため、現在の借受人の農地については、農業委員会では把握していない状態であり、農地台帳上にも経営農地等の記録はありません。

この度、利用権設定の申し出がありました、以上のことから新規就農者として取り扱わせていただきます。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

第16回定期総会議事録

事務局

以上報告とさせていただきます。
最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員久保委員

推進委員の久保が報告致します。
6月24日、土曜日9時に伝統工芸会館に集合し、農業委員3名、推進委員3名、計6名で現地調査を行いました。
調査の前に本人から話を聞いたんですけど、実際に現地に行ってよく見てきました。
98番は一部のみ水が張ってあり、代掻き途中の状態です。
その他4筆は草が刈ってあるだけです。という事で本人から直接話を聞きました。
9時10分頃、借受人に直接話を聞く機会があり、本人は続けたい意思はあるんですけど當農計画書どうりに実行するかどうかは、過去の例から見てもちょっと不安があります。農業委員会や各団体が協力して見回り指導をしていく必要があると感じました。
36歳の若い方ですので、ぜひ良い方向にいく様頑張っていただきたいことは申し上げて、以上報告と致します。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

はい。

議長

はい。関口委員

3番関口委員

3番、関口です。
機械は持っているんでしょうか。

事務局

はい。申請書の中に記載されてまして、軽トラ1台、耕運機1台、草刈り機1台、脱穀機1台ずつというのは、本人所有という事になっております。
トラクターと田植え機、防除機ですけど、こちらについてはどこからか借りているような記載になっております。
以上です。

3番関口委員

7反だと結構な面積ですから機械がないと難しいなど。本人がもっているんだったら結構です。

議長

他にございますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号98番から100番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

第16回定期総会議事録

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号98番から100番については可決、承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして、小川地区新規設定、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く申請番号83番から97番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 それでは、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く申請番号83番～97番の新規設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、小川地区になります。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員石川委員	推進委員の石川から83番から96番まで報告させていただきます。 83番は草刈管理状態です。 85番、86番は水稻が作付けされていました。 87番は夏野菜が作付けされていました。 88番から90番は水稻が作付けされていました。 91番から93番は夏野菜が作付けされていました。 94番から96番は水稻が作付けされていました。 以上です。
推進委員田口委員	続きまして推進委員の田口が97番を報告させていただきます。 97番は草刈管理されておりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区新規設定、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く申請番号83番から97番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く申請番号83番から97番については可決、承認されました。これにより、小川地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

第16回定期総会議事録

議長

つづきまして、大河地区の新規設定の審議に入ります。なお、大河地区新規設定は1件で関係委員はおりません。申請番号101番につきまして審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号101番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番、横田が報告致します。

6月24日、9時に農業委員3名、推進委員2名、計5名でパトリアに集合し現地調査を行いました。

101番は芍薬とじゃが芋が作付けされておりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号101番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号101番については可決、承認されました。これにより、大河地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、竹沢地区の新規設定については申請がありませんでしたので、八和田地区の新規設定の審議に入ります。申請件数は16件で、関係委員がおりますので先に審議いたします。その後、新規就農者の新規設定について審議してから、最後に残りを一括採決いたします。

はじめに、申請番号117番について関係委員である田下委員の退出を求める。

(田下委員、退出)

議長

それでは、田下委員の関係案件、申請番号117番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号117番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

第16回定期総会議事録

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

永島推進委員 推進委員の永島です。
117番は大根などを耕作中で一部耕耘途中でした。
以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号117番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号117番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

議長 つづきまして、新規就農者関係案件、申請番号105番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号105番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の3ページ目をご覧ください。

借受人は東小川にお住いの43歳。作目構成はイチジクです。

経営方針は、化学農薬を使わず、有機肥料での有機栽培。地産地消を基本としますとのことです。

農業経験はありませんが、令和4年10月から月に4回程度、県内のイチジク農家を訪問し、その技術を学んでいるそうです。

その他参考として、本人は仕事をしながら半農半Xで農業に携わりたいとのことです。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

以上報告とさせていただきます。

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

第16回定期総会議事録

推進委員坂田委員

推進委員の坂田が報告します。

105番はイチジクの木が植えられました。

当日は新規就農者の方が仕事の都合で出られなかつたので後日確認した事について報告します。

昨年10月からさいたま市のイチジク農家に出向き、栽培のノウハウを習得しているという事です。イチジクの品種は、黒イチジクを栽培するという事です。基本的には4本を大きく成長させ、収穫するという事であります。なお、販路につきましても、見通しがたっているとの事でございます。

心配事としましては、隣接する工場の屋根から汚水が流れ込むという問題があつてみずはけが悪いので排水の為のパイプを設置したという事です。また、近隣への配慮としまして、通路側にはブルーシートを張り隣接する畠側には麦が作付けされ雑草対策するという事であります。苗木が順調に成長し、収穫できることを見守っていきたいと思います。
以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号105番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号105番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区新規設定、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く申請番号102番から116番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、委員関係案件及び新規就農者関係案件を除く申請番号102番から116番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

8番田下委員

8番の田下が現地調査報告を致します。

102番は水稻、サトイモが作付けされていました。

103番はブドウの作付け準備中でキレイに草刈がされておりました。

104番は水稻が作付けされていました。

以上、報告を終わります。

第16回定期総会議事録

推進委員坂田委員

推進委員坂田が報告致します。

106番～108番につきましては水稻が作付けされていました。

109番はひまわりが作付けされていました。

110番、111番は草刈管理状態でした。

112番はブドウの木が植えられていました。

113番は草刈管理されている状態でした。

114番は前任者が残していたと思われるビニールハウス2棟と林檎の木植えられました。

115番はハーブ、トウモロコシが作付けされていました。

以上です。

9番遠藤委員

議席番号9番、遠藤が報告いたします。

6月20日、8時半に農業委員6名、推進委員2名、計8名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。

申請番号116番は草刈管理されていました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区新規設定、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く、申請番号102番から117番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、委員関連案件及び新規就農者関連案件を除く、102番から117番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程5、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「申請人より引き続き農業経営を行っている旨の証明について証明願が提出されたため、証明することの適否を諮る」とのことです。

第16回定期総会議事録

事務局

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です、この特例の適用は、後継者が農業を続ける（※管理する）ことが条件となります。平成21年度の改正により農業を続ける期間が変更され、調整区域の場合、20年営農で免除されたいたものが現在は終身営農が条件となっております。

申請者は改正後に相続されているため、相続発生後3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出することで、相続税猶予の期限を更新していく仕組みです。この提出を怠るとその時点で相続税の支払いが発生します。現在は永年耕作が条件となっていますので、この仕組みが生涯続くことになります。

また、平成21年度の改正により、基盤強化法（利用権）による貸付を行っての農地の管理は営農要件として認められることとなっております。

改正後の相続によりこの証明を必要とされる人は、現在3名です。今回は、そのうち1名の方の証明になります。

以上を踏まえまして、議案書を読み上げます。

（議案第4号について説明）

最後に、調査区は竹沢地区になります。利用状況の区分についてご審議くださいますようよろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

推進委員の吉田が報告します。

6月21日、7時半に農業委員2名、推進委員2名、計4名に集まり、申請人立会いのもと現地調査を行いました。

この三筆は地続きで栗が植えられ耕作、管理されていることを確認しました。

従いまして、調査班としましては、利用状況の区分はすべて1番が適当と考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当よりすべて1番が適当との報告がありました。 調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。

第16回定期総会議事録

議長

つづきまして日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は6件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。

農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届け出があったので報告する」との事です。

(申請番号1～6番を順に報告)

以上報告させていただきます。

議長

つづきまして日程7、報告第2号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務所

はい。事務局です。

報告第2号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の公表について「令和4年度農業委員会の農業委員会の最適化の状況、その他事務の実地状況の公表について報告する」との事でございます。

(報告第2号を報告)

後でご欄になっていただけれどと思います。

これで県の方に報告させていただきますのでよろしくお願いします。

議長

つづきまして、「その他」についてに入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年6月第16回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後5時15分です。